

○財務省告示第七十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成三十一年二月二十七日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成三十一年三月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第百五 十一回、第百五十二回、第百五 十三回、第百五十四回、第百五 十八回、第百六十一回、第百六 十四回、第百六十五回及び第百 六十六回）、利付国庫債券（三十 年）（第二十回、第二十四回、第 二十六回、第二十八回、第二十 九回、第三十三回、第三十四回、 第三十五回、第三十六回、第三 十七回、第三十八回、第三十九 回、第四十回、第四十一回、第 四十六回、第四十七回、第五十 七回及び第五十九回）及び利付 国庫債券（四十年）（第一回、第 二回、第五回及び第九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す			

五	募入決定の	十	十	九	八	七	六	五
方	法	振替	額	最低	最低	払込	発行	募入
法	法	替	振	額	額	込	行	入
入	入	単	替	最	最	金	額	決
決	決	位	替	低	低	額	額	定
定	定	格	単	額	額	面	額	の
の	の	日	位	面	面	金	額	
		格	格	金	金	額		
		日	日	金	金	額		

る利回り。応募した者が加算する。入札による競争に付して行われる入札申し込みの利率の差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。四十九億九千四百円以内（別表のとおり）六千四百九十四億九千五百七十一万円六千円五万円の振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額とす。整数倍の金額によるものとす。平成十一年二月十七日発行対象国債ごと、金額を出した金額、次の算式により算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$$

（別表のとおり）
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額に追加、次の算式によ
 り算出した金額を払込日に払
 い込むものとす。

各発行対象国債の額、利率の
 各発行対象国債の前十号と
 100×各発行対象国の前号と
 支払期日発行日か、発行日
 支規定する支払期日は、同日
 支規数に

（利付第三十国庫債券） （二十年庫券） （八回）	（利付第三十国庫債券） （二十年庫券） （六回）	（利付第三十国庫債券） （二十年庫券） （四回）	（利付第三十国庫債券） （二十年庫券） （一回）	（利付第二十国庫債券） （二十年庫券） （十六回）	（利付第二十国庫債券） （二十年庫券） （十五回）	（利付第二十国庫債券） （二十年庫券） （十四回）	（利付第二十国庫債券） （二十年庫券） （十一回）	（利付第二十国庫債券） （二十年庫券） （八回）	（利付第二十国庫債券） （二十年庫券） （四回）	（利付第二十国庫債券） （二十年庫券） （十三回）
二・五%	二・四%	二・五%	二・五%	〇・七%	〇・五%	〇・五%	〇・六%	〇・五%	一・二%	一・三%
平成二十五年三月	平成二十四年三月	平成二十四年三月	平成二十四年三月	平成二十五年九月	平成二十五年六月	平成二十五年三月	平成二十四年六月	平成二十四年九月	平成二十四年九月	平成二十四年六月
二十億円	二百九十一億円	七億円	二十一億円	百五億円	四百四十五億円	七百十九億円	五億円	七億円	五十億円	九十億円

（（利 第三付 四十年 七）回 券）	（（利 第三付 四十年 六）回 券）	（（利 第三付 四十年 一）回 券）	（（利 第三付 四十年 回）回 券）	（（利 第三付 三十年 九）回 券）	（（利 第三付 三十年 八）回 券）	（（利 第三付 三十年 七）回 券）	（（利 第三付 三十年 六）回 券）	（（利 第三付 三十年 五）回 券）	（（利 第三付 三十年 四）回 券）	（（利 第三付 三十年 三）回 券）	（（利 第三付 二十年 九）回 券）
一 ・ 六 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 四 %
日年平 六成 月五 二十七	日年平 三成 月五 二十七	十年平 日十成 二五 月十五 二十五	日年平 九成 月五 二十五	日年平 六成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十三	日年平 九成 月五 二十二	九平 月成 二五 十年 日年
二十 五 億 円	九 億 円	一 億 円	五 億 円	百 四 十 億 円	円百 八 十 四 億	十 一 億 円	八 十 二 億 円	千 四 十 億 円	億七 百 九 十 六	五 十 四 億 円	円百 四 十 一 億

（（利 第四付 九十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 五十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 二十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 一十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 五十国 十年庫 九））債 券 回	（（利 第三付 五十国 十年庫 七））債 券 回
○ ・ 四 %	二 ・ ○ %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	○ ・ 七 %	○ ・ 八 %
日年平 三成 月六 二十 十八	日年平 三成 月六 二十四	日年平 三成 月六 二十一	三平 月成 二六 十十 日年	六平 月成 二六 十十 日年	十年平 日十成 二五 月十 二十九
二十 二 億 円	五 億 円	三 十 一 億 円	一 億 円	億九 百二 十八	十 六 億 円